独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社オオバ		コード	9765
提出日	2025/8/1	異動（予定）日	2025/8/26	
独立役員届出書の提出理由	・2025年8月26日開催の定時株主総会において、麦島健志氏が社外取締役として選任議案に付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	加藤　智康	社外取締役	○													○		有
2	永井　幹人	社外取締役	○										△					有
3	嶋中　雄二	社外取締役	○													○		有
4	鈴木　正規	社外取締役	○													○		有
5	宇野　晶子	社外取締役	○													○		有
6	麦島　健志	社外取締役	○													○	新任	有
7	伊禮　竜之助	社外監査役	○													○		有
8	北村　邦太郎	社外監査役	○										△					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	加藤智康氏は、当社の株主かつ取引先である三井不動産株式会社に専務執行役員として勤務されておりますが、当社株式の保有比率は、4.57%であることから主要株主に該当しない、また当社との取引は、2025年5月期連結売上高に占める比率が0.54%と軽微であることから主要取引先に該当しないと判断しております。同氏は、民間企業における豊富な経験と幅広い知識を活かし、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
2	永井幹人氏は、2013年4月に、当社メインバンクの一つである㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）の取締役を退任され、既に10年が経過しており、その間、他の民間企業の取締役を歴任しております。 また、㈱みずほ銀行との借入れ取引は現在僅少であることから主要取引先に該当しないと判断しております。	永井幹人氏は、金融機関等における経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
3	該当事項はありません。	嶋中雄二氏は、銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ、大学教授も務められている学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
4	該当事項はありません。	鈴木正規氏は、長年の財務省勤務の後、環境省に転じ事務次官等の要職を歴任、退官後は民間金融機関の代表取締役を務められるなど、豊富な経験と高い見識から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
5	該当事項はありません。	宇野晶子氏は、株式会社資生堂常勤監査役を経験、民間企業における営業、マーケティング及びリスクマネジメント等の業務経験を通じて培った専門的な知識と経験から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
6	該当事項はありません。	麦島健志氏は、1984年建設省入省以来、国土・都市政策、住宅政策、交通政策などの幅広い分野において政策立案・実行に携わられ、国土交通省では大臣官房総務課長、都市局総務課長、大臣官房審議官(総合政策局担当)、国土政策局長等の要職を歴任、豊富な経験と高い見識を有しており、直接会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としたものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
7	該当事項はありません。	伊禮竜之助氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有し、現在、当社の社外監査役として、取締役会の職務執行の監査において、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。
8	北村邦太郎氏は、2021年3月に、当社メインバンクの一つである三井住友信託銀行㈱の取締役を退任された後、同社の名誉顧問と他の民間企業の取締役を歴任しております。 また、三井住友信託銀行㈱との借入れ取引は現在僅少であることから主要取引先に該当しないと判断しております。	北村邦太郎氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、現在、当社の社外監査役として、取締役会の職務執行の監査において、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれるものであります。 なお、一般株主との利益に相反するおそれもなく、独立性・中立性について十分に確保されていると判断しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。